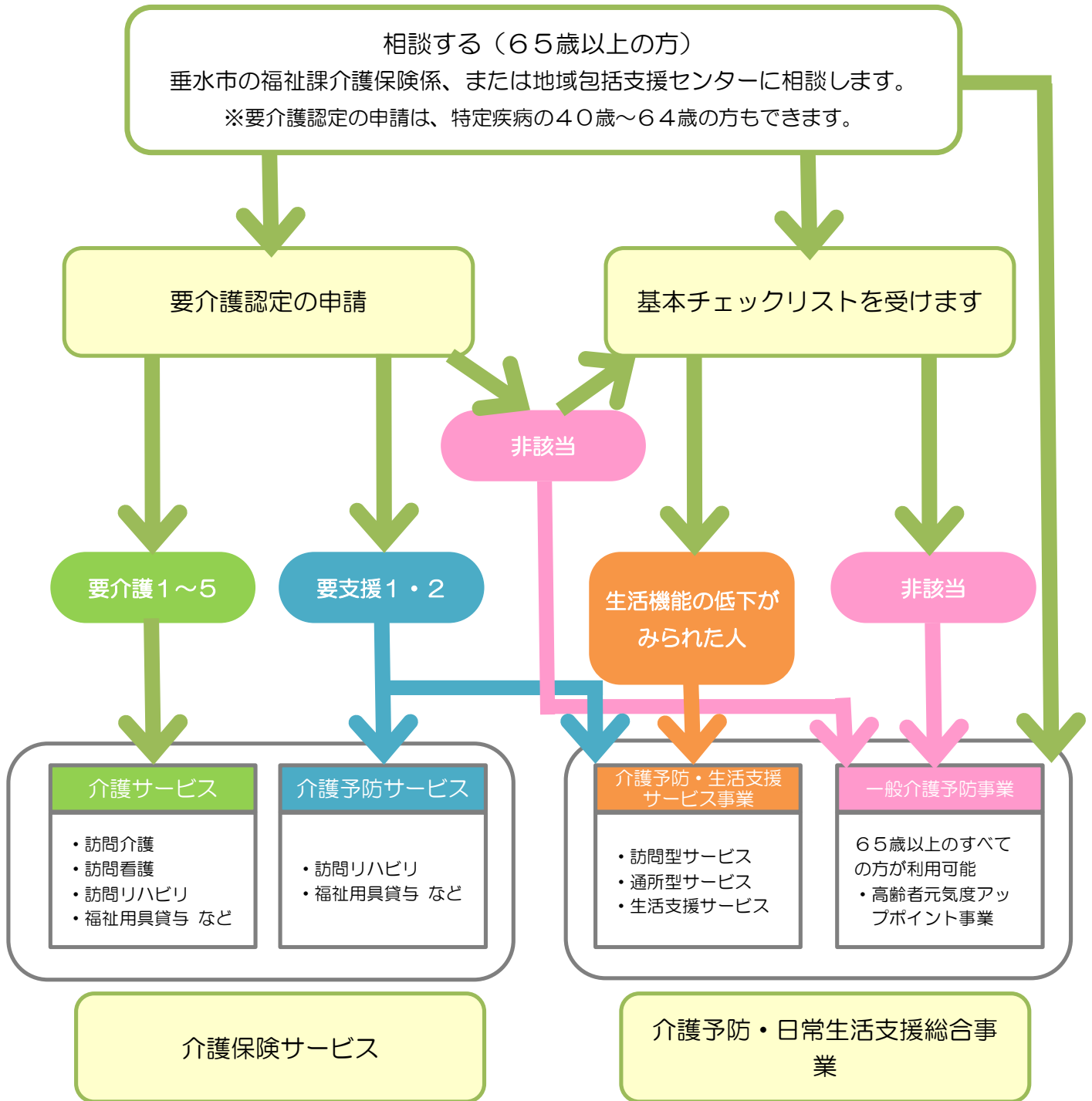


要介護認定までの流れ

介護保険の利用には申請が

介護サービスを受けたい、または介護予防に取り組みたいといった場合は、地域包括支援センターや垂水市へご相談ください。



介護(介護予防)サービスを利用するには

必要です。

①申請する

申請の窓口は、市の福祉課介護保険係です。

申請できる方

- 本人
- 家族
- 民生委員

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
市の窓口においてあります。
- 介護保険の保険証
40～64歳の方は健康保険証が必要です。

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

②認定調査

介護認定調査員が訪問し、心身・介護の状況などについて、聞き取り調査を行います。

③一次判定

調査票の結果や主治医意見書の一部をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

④二次判定・介護認定審査会

一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会で審査・判定を行います。

⑤判定結果の通知

※原則として申請から30日以内に、認定結果が通知されます。

「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分で認定し、結果を通知します。

要介護1～5

- 介護サービスを利用できます。

要支援1・2

- 介護予防サービス
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

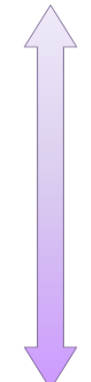
非該当

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業を利用できます。

※P7 参照

要介護認定の判断のおおまかな目安 ※あくまでも目安です

軽度



重度

区分	目安
非該当(自立)	日常生活動作も手段的日常生活動作も自分で行える状態です。
要支援1	日常生活動作はほぼ自分で行うことができるが、手段的日常生活動作について何らかの支援が必要な状態です。
要支援2	要支援1よりも日常生活動作を行う能力がわずかに低下している状態です。
要介護1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態です。
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作にも部分的な介護が必要となる状態です。
要介護3	日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
要介護4	要介護3の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態です。
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態です。